

めばえ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が貴殿に説明すべき内容は次のとおりとなります。

1 事業者の運営主体

| | |
|--------------|--|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 新里福社会 |
| 事業者の所在地 | 南城市佐敷字新里 463-6 |
| 事業者の電話番号・FAX | <u>TEL:098-947-0310</u> FAX:098-947-0373 |
| 代表者氏名 | 理事長 楚南 幸明 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第二種社会福祉事業 保育所 めばえ保育園 |

2 施設の概要

| | | | | | | |
|-----------|--|------|------|------|------|------|
| 種別 | 保育所 | | | | | |
| 名称 | 社会福祉法人 めばえ保育園 | | | | | |
| 所在地 | 南城市佐敷字新里 463 の 6 番地 | | | | | |
| 電話番号・FAX | <u>TEL:098-947-0310</u> FAX:098-947-0373 | | | | | |
| 施設長氏名 | 園長：仲本 頼友 | | | | | |
| 開設年月日 | 昭和53年4月1日 | | | | | |
| 利用定員（年齢別） | 3号認定 | 3号認定 | 3号認定 | 2号認定 | 2号認定 | 2号認定 |
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | 12人 | 18人 | 18人 | 14人 | 14人 | 14人 |
| 取扱う保育事業 | 乳児保育、延長保育、障害児保育 | | | | | |
| 事業所番号 | 47-215-51-00012-5 | | | | | |

3 施設・設備の概要 ※別添可

| | | | |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------|
| 敷地面積 | | 1,381.14 m ² | |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造屋根 3階建て | |
| | 延床面積 | 1,095.12 m ² | |
| 施設設備の 数と面積 | 乳児室 | 1室 | 47.27 m ² |
| | ほふく室 | 1室 | 9.9 m ² |
| | 保育室 | 5室 | 354.2 m ² |
| | 遊戯室 | 室 | m ² |
| | 調理室 | 1室 | 43.69 m ² |
| | 調乳室 | 1室 | 4.78 m ² |
| | 幼児用トイレ | 大 13個 小 4個 | 33.76 m ² |
| | 医務室 | 室 | m ² |
| | 事務室 | 1室 | 62.37 m ² |
| | 子育て支援室 | 1室 | 13.66 m ² |
| | 倉庫 | 3室 | 62.93 m ² |
| 設備の種類 | プール、冷暖房等 | | |
| 屋外遊戯場（園庭） | 屋外遊戯場 | 513.3 m ² （代替場所 | 公園） |

園舎平面図 ※別添可

4 園理念、保育目標、保育方針

| | |
|------|---|
| 園理念 | 一人ひとりが現在を良く生き、心豊かに未来をつくり出す知恵と力がめばえる。 |
| 保育目標 | 「やったらできる」と自信をもち、最後までやりぬく心人やものを大切にし、感謝や思いやりを表せる心仲間と協力しながら、自分らしさを発揮できる心と力 |
| 保育方針 | 子どもが自ら育とうとする力を、環境と関わりの中で支える。 |

5 職員体制及び職務内容

| | | |
|--------|---------------------------|---|
| 施設長 | 1人 (資格：保育士) | 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。 |
| 主任保育士 | 1人 (資格：保育士) | 主任保育士は地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を総括する。 |
| 副主任保育士 | 2人 (資格：保育士) | 専門的な知識を基に保育現場におけるリーダー的な役割を担い、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う。 |
| 保育士 | 13人 (常勤：11) (非常勤：2) | 保育士は保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。また研究リーダーは、専門分野に関してリーダー的な役割を担い業務を行う。 |
| 調理員 | 3人(常勤：2) (非常勤：1) | 調理員は栄養士に確認してもらった献立に基づき、給食及びおやつを調理する。 |
| 看護師 | 1人(非常勤：1) | 看護師は児童の健康及び、保健関係に関する業務を行う。 |
| 栄養士 | 顧問契約 1名 | 提供給食についての栄養管理を担う。 |
| 事務員 | 1人(非常勤：1) | 事務員は経理事務に従事し園の円滑な運営のため園長を補佐する。 |
| その他 | 2人 (非常勤：2) | 用務員は清掃などを行い、子育て支援員や保育補助は、保育士の補助的役割を担う。 |

6 利用開始に関する事項及び、利用終了に関する事項

- ・ 当園に入園するときは、南城市との利用調整を行わなければならない。
- ・ 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 利用乳児の保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な資料又は困難が生じたとき

7 保育・教育を提供する日

| | |
|-----|-------|
| 開園日 | 月～土曜日 |
|-----|-------|

| | |
|-----|------------------|
| 休園日 | 日曜・祝祭日、慰霊の日、年末年始 |
|-----|------------------|

8 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

| | | | |
|----------|---------------|-----|---------------|
| 月曜日から金曜日 | 7:00~18:30 まで | 土曜日 | 7:00~18:00 まで |
|----------|---------------|-----|---------------|

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

| | |
|----------------------|---|
| 月曜日から土曜日の保育時間（11 時間） | 午前7時00分 から 午後6時00分まで |
| 延長保育時間 | 夕：午後6時00分 から 午後6時30分まで ※ 土曜日は延長保育を行っていません。 |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

| | |
|---------------------|--|
| 月曜日から土曜日の保育時間（8 時間） | 午前8時30分 から 午後4時30分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時30分 から 午前8時30分まで 夕：午後4時30分 から 午後5時30分まで |

9 利用負担の料金及び支払い方法

| 項目 | 費用と支払い方法 | 必要理由 |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 保育料 | 南城市が定める利用料（3 歳児～5 歳児は無償化の対象） | |
| 給食費 （3 歳以上児） | 月額 6,500 円（主食費 2,000 円＋副食費 4,500 円） ※ お支払いは口座振替（手数料は保護者負担） ※ 副食費免除世帯該当の場合主食費のみ徴収となる。 ※ 市より食材料費に対する補助がある場合がある。 | 給食提供にかかる食材料費で、利用者負担に該当します。 |
| 延長保育 | 月契約 3,000 円（月初に申し込み／現金支払い） ※ その他の利用は、1 人 1 回につき 300 円 （利用時に現金にてお支払い） | 個人での必要利用となり、利用者負担に該当します。 |
| その他の費用 | ・おはようブック（3 歳児クラス以上） 370 円程度 ・園帽（新入園児） 1,950 円 ・修了写真代（全園児） 650 円程度 ・教材、教具（5 歳児に進級時） 2,000 円程度 | 教育・保育を行う上で、必要な教材教具で個人利用するものになります。 |
| 卒園アルバム 催事費 | ・10,000 円程度を 5 歳児保護者が徴収を行う。 （2,000 円×5 回）必要に応じて、数千円程度増額する場合があります。 | 保育園運営規定第 19 条（2）（3）に該当するものになります。 |

※ 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

1 0 提供する保育・教育の内容

- (1) 特定教育・保育（第 11 条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 障害児保育事業
- (7) その他保育に係る行事等

<具体的な内容>

- 就学を見通し、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を育てていきます。
 - ① 基礎的運動能力（リズム・散歩・集団遊び等で育てています）
 - ② 豊かなはなしことばの能力
 - ③ 社会性の能力
 - ④ 概念形成能力
 - ・遊びを通して人間関係を豊かにし仲間をおもいやる心を育てます。
 - ・いろいろな活動を通し丈夫な体をつくります。
 - ・「やったらできる」と自信を持ち最後までやりぬく子を育てます。
 - ・もの事を理解する力、判断する力を育てます。
 - ・自分の思いを豊かに表現できる力を育てます。
 - ・自分のことは自分で出来るように育てます。
 - ・自然に親しみ、自然を愛する心を育てます。

<毎日の保育・教育の流れ>

| 時間 | 乳児（0～2才児） | 幼児（3～5才児） |
|----------------------------------|--|--|
| 7:00 | 開園 保育標準時間（11 時間）開始順次登園 | 開園 保育標準時間（11 時間）開始順次登園 |
| 8:30 9:00 | 保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（室内外）・散歩 | 保育短時間（8時間）開始 順次登園 遊び（室内外）、散歩、課題保育 |
| 11:00 12:00 | 食事（年齢によって前後します） | 食事（年齢によって前後します） |
| 12:30 13:00 15:00 | お昼寝（年齢によって前後します） 目覚め、おやつ | お昼寝（年齢によって前後します） 目覚め（5 歳児午睡なし）、おやつ |
| 16:00 16:30 18:00 18:30 | 順次降園 保育短時間終了 保育標準時間終了・延長保育開始 延長保育終了 | 順次降園 保育時間短時間終了 保育時間標準終了・延長保育開始 延長保育終了 |

- 屋外遊戯場（園庭）以外に、近隣にある新開公園、新里公民館などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）> 別表1

| ク | ラ | ス | 保 育 計 画 |
|----|---|---|---|
| 0 | 歳 | 児 | 別 表 |
| 1 | 歳 | 児 | 〃 |
| 2 | 歳 | 児 | 〃 |
| 3 | 歳 | 児 | 〃 |
| 4 | 歳 | 児 | 〃 |
| 5 | 歳 | 児 | 〃 |
| そ | の | 他 | <p>4月 入園式、浜下り（5才児）、クラス懇談会、鯉のぼり掲揚式</p> <p>5月 保護者作業、消防見学（5才児）、かずら植えつけ（いも）</p> <p>6月 保育参加、プール開き、内科・歯科健診</p> <p>7月 七夕まつり、消防署とタイアップの避難訓練、</p> <p>8月 夕涼み会</p> <p>9月 おじいちゃん・おばあちゃんお招き会 お泊り会／キャンプ（5歳児）、お泊り保育（4歳児）</p> <p>10月 クラス懇談会、運動会</p> <p>11月 芋ほり、芋パーティー、施設訪問、尿・ぎょう虫検査、 親子遠足</p> <p>12月 クリスマス会、内科・歯科健診</p> <p>1月 正月あそび、ムービー作り、桜見学とみかん狩り（5才児）</p> <p>2月 豆まき、生活発表会、記念撮影、 卒園旅行（5才児）</p> <p>3月 カレーパーティー、お別れ交流会、卒園・修了式</p> <p>【定例行事】 お誕生日会、お弁当会、避難訓練、身体測定</p> <p>※ 年度によって多少の変更が生じる場合があります。</p> |
| (年 | 間 | 行 | |

<クラス編成>

| 年 | 齢 | ク | ラ | ス | 名 |
|---|---|---|---|---|-----|
| 0 | 歳 | 児 | ひ | よ | こ 組 |
| 1 | 歳 | 児 | り | す | 組 |
| 2 | 歳 | 児 | う | さ | ぎ 組 |
| 3 | 歳 | 児 | ぱ | ん | だ 組 |
| 4 | 歳 | 児 | ぞ | う | 組 |
| 5 | 歳 | 児 | き | り | ん 組 |

1.1 給食等について

| | 提供内容 | | | | 保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー) |
|-----|------|----|----|-----|--------------------------|
| | おやつ | 給食 | | おやつ | |
| | | 主食 | 副食 | | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | (550kcal) |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3歳児 | × | ○ | ○ | ○ | (560kcal) |
| 4歳児 | × | ○ | ○ | ○ | |
| 5歳児 | × | ○ | ○ | ○ | |

<給食の提供にあたって>

園独自の献立、自園調理をしています。いろいろな食材を使い、給与栄養目標に近づけた変化に富んだ献立で、季節食・郷土料理も取り入れています。又、みんなで楽しく食べる環境を作り、食事に意欲・関心を持たせるようにしています。

食育では、子ども達と一緒に畑で野菜作りを行い、収穫した物でクッキングや日々の昼食にも利用しています。年長では、三食表を使い、その日の献立で使われている栄養素を伝え、バランスよく食べる事の大切さを伝えています。

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に則り、めばえ保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・園所定の診断書
- ・園所定の除去申請書

提出



四者面談（保護者・担任・調理員・看護師）



除去食開始

※ 部分摂取（少量摂取等）は行えず、完全除去（代替えで対応）となります。

※ お弁当会の時にも、アレルギー食材は除去してください。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

(2) 毎日持参いただくもの

- ・お布団カバー
- ・タオルケット
- ・衣装箱
- ・100均のカゴ
- ・コップ
- ・島草履(2歳児～)

※ 色柄は自由ですが、布団カバーの生地は木綿でお願いします。

● ひよこ組【0歳児】

- ・ 着替え(上下) 15組
- ・ 顔ふきタオル(大) 1枚、(小) 2枚
- ・ パンツ 15枚(太ももの穴にゴム入り)
- ・ オムツ、オムツカバー 2組
- ・ パジャマ(ボタン付き)
- ・ お便り帳
- ・ ビニール袋(汚れ物入れ)

● りす組【1歳児】

- ・ 着替え(上下) 15組
- ・ 顔ふきタオル(大) 1枚、(小) 2枚
- ・ お便り帳
- ・ パンツ 15枚(太ももの穴にゴム入り)
- ・ パジャマ(ボタン付き)
- ・ ビニール袋(〃)

● うさぎ組【2歳児】 ※島草履は園に置いて頂き、登降園は靴で行います。

- ・ 着替え(上下) 10組
- ・ 顔ふきタオル(大) 1枚、(小) 2枚
- ・ お便り帳
- ・ パンツ 10枚(排便の自立を確認)
- ・ パジャマ(ボタン付き)
- ・ ビニール袋(〃)

● ぱんだ・ぞう・きりん組【3歳児以上】 ※島草履は園に置いて頂き、登降園は靴で行います。

- ・ 着替え(上下) 5組
- ・ 顔ふきタオル(大1)、(小2)
- ・ 水筒(プラスチック) or ペットボトル
- ・ パンツ 5枚
- ・ パジャマ(ボタン付き)
- ・ ビニール袋(汚れ物入れ)

※ 毎週金曜日に布団カバーとバスタオルを持ち帰っていただきます。洗濯して月曜日には持たせてください。お布団マットは、園用を貸し出します。月末やお子さんが、お漏らしをした際はその都度、ご自宅での洗濯をお願いします。

※ お子さんの汚れ物などを、園で水洗いすることは、いたしかねます。

(3) 服装について

- ・ 外遊びが主になりますので、動きやすく、汚れても良いものや自分で脱ぎ着しやすい衣服にしてください。(例: スパッツ、ジーンズ生地、紐付きやフド等のひっかけやすい服は避ける)
- ・ 薄着の習慣が身に付くように、暑さ寒さの調節のできるものが良いと思います。
- ・ 持ち物には、すべて名前をはっきりと書いて下さい。(おさがり等も書き直しをお願いします。)
- ・ 戸外では、長袖Tシャツやパーカー、園帽(園指定)を着用します。
- ・ 3歳児クラスより集団遊びや泥んこ遊び時は、水泳帽(後ろにハンカチを付けた物)を使用します。(必要に応じて担任から声が掛かるかと思えます。その際は、ご準備をお願いします。)
- ・ 子ども達の安全面に配慮して、髪を結わせるトメや飾りの付いたゴム等(ビニールゴムも)はご遠慮頂いております。集団生活に置かましては、何かと短めの方が良いかと思えますが、髪を伸ばされるお子さんに関しましては、ご協力をお願いします。(見本を提示)
- ・ 顔ふきタオルや手拭きタオル、また午睡用のバスタオルなどは、子どもが“自分のもの”と分かり易いように、絵柄を統一することをお勧めします。(面接時に説明)

1 3 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・7:00～9:00 までの間に登園をお願いします。事情等で遅れる場合は連絡をください。
- ・保護者の方が付き添われての登園となります。お子さんと一緒に荷物の片づけを行った後、必ず、保育者に受け渡してください。
- ・お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。
- ・無断欠席は困ります。所在確認とともに食事の準備に差し支えます。お休みされます場合は、前日か当日午前9:00 までに、ご連絡ください。
- ・お菓子や玩具、金銭などを園に持たさないでください。
- ・納入金やお薬などは、保護者が直接、保育士にお渡しください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保護者が園に届け出てある方のお迎えでない限りお渡しいたしません。
特別に他の方に依頼する場合は、必ず前もってお知らせください。
- ・長時間保育はお子さんの精神的負担になります。お仕事を終えられましたら、早めのお迎えをお願いします。尚、駐車場は、限られたスペースしかない為、17時半以降のお迎えは、混み合う状態があります。ご協力をお願いします。尚、当園駐車場内での事故や盗難につきましては、園は一切の責任を負いません。
- ・駐車場内は、一方通行及び、農道に抜ける際は右折のみとなっています。（左折✕）
- ・台風、大雨の場合や災害が発生した際は、保育時間中でもお迎えをお願いする事がありますので、常に、園からの連絡を取れるようにください。『台風時の保育園（休園及び開園）対応について』が基準になります。（参考資料①を参照）
- ・園からのお便り帳は必ず目を通して下さい。（0～2 歳児クラス）また、3 歳以上児のクラスに関しては、『伝達する力』や『親子のやりとり』を大切にしたいとの思いから、お便り帳を活用していません。お子さんからお話を聞くようにお願いします。

1 4 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れながら取り組んでいきます。その上で、保育園に勤務する職員は、保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭との連携を密にすることを大切にしています。心配なこと、分からないことは、いつでも職員にお尋ねください。また、『子どもの最善の利益の保障』を目的とした施設でありますので、保護者の方にご協力いただくことも多々あるかと思えます。どうぞ、よろしくをお願いします。

1 5 虐待防止の為の措置について

保育園運営規定 第23条 2項の規定により、以下のような身体的苦痛を与えたり、人格を辱^{はずかし}める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴るなど直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。(給食時に本人が食事を欲しがらなかった場合等は、大衆衛生管理上、調理してから時間が経った食事の提供が出来ないこと等から、その後の食事の提供は難しくなる為、おやつのみになる場合もあります。)
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要おとされる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨、脅かすなど、言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用乳幼児を無視すること。

※ 利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、自治体の関係部署に連絡・通報することもあります。

1 6 障害児保育について

お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる(長時間の)集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながりますので、必要に応じてご相談させていただきます。

1 7 医療的ケア児の受入れについて

医療的ケアが必要な場合は、市役所の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共にお伝えください。医療的ケアには人的・物的な割振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。

※ 南城市こども相談課より発行されております「医療的ケア児 保育所等受け入れガイドライン」に則った対応を行いますので、必要な提出書類とご対応をお願いします。

1 8 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

南城市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日沖縄県条例第 85 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（平成 27 年法律第 46 号改正）に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ・園は、保護者と常に密接な連携を保ち、園の保育方針、園児の成長、発達、栄養状態等及び園の運営について保護者の協力を得るものとされています。健康あつての発達でありますので、まずは 1 日（24 時間）通して、生活リズムが整ってくるよう、ご家庭に置かれましては、早寝、早起き、朝ご飯を大切に過ごして頂きたいと思えます。
- ・伝染病等の蔓延を防止する為、『保育所における感染症対策ガイドライン』に則り、対応しております。（詳細は、P11～P12）。
また、ご家族に伝染病等が出た場合も、他の園児を調べたり、園を消毒したりすることを要する場合がありますので、ご連絡ください。
- ・子どもの健康上、気を付けてほしい点などが必要になった場合には、お伝えください。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- 計温し、熱が 38 度以上になった場合や、下痢・嘔吐など体調不良の場合は連絡致しますので、速やかにお迎えしてもらいましょう（参考資料②参照）
- 園児の健康状態を把握する為、登園前には必ず検温し担任に連絡して下さい。（0 歳～2 歳児は、お便り帳。3 歳以上児は検温表に記入。）
- インフルエンザの発熱・解熱の基準は、37.5 度になります。尚、発症した場合は、発症後 5 日・解熱後 3 日は、登園停止となります。
※病院により、検査可能時間が異なる為、園嘱託医の意見を基に下記の対応をとっています。
⇒ インフルエンザ感染者と接触していた場合は（家族に感染者がいるなど）、発熱後、12 時間を経過してから検査を行い、インフルエンザ感染者と接触していない場合は、発熱後、24 時間を経過してからの検査とする。

《 園内でのお薬の取り扱いについて 》

- 本来、園で薬を飲ませることは認められていませんが、止むを得ず投薬が必要な時には、下記のことを踏まえて依頼いただいた場合のみ、対応が可能となります。
 - ① 園所定の「お薬依頼書」に記入し、お薬と一緒に手渡してください。（依頼用紙は、原本をコピーして使用するようお願いします。）
 - ② 医療機関からの処方であることが原則です。保護者の判断で持参頂いた薬は、対応できません。（市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤など）
 - ③ 必ず 1 回分ずつの持参をお願いします。水薬は小さな容器に移してください。（塗り薬は、チューブごとで構いませんが、その都度お持ち帰り頂きます。）
 - ④ 長期間継続して投薬する必要がある場合は、ご相談ください。
 - ⑤ 『吸入』などの医療行為は、園で実施することは出来ません。
- ※ 受診した際、医師に、通園していることを伝え、“朝夕 2 回の投薬”で処方して頂けることもあるようです。可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

19 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

伝染病について（お便り帳にも掲載しています。）

| 病名 | 感染しやすい期間 | 感染しやすい期間 |
|----------------------|--|--|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発疹出現後4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度が最も感染力が強い） | 発症後5日経過し、かつ解熱した後乳幼児は3日経過していること |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過すること |
| 風しん | 発疹出現の7日前から7日後 | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発疹出現1～2日前から痂皮形成まで | すべての発疹が痂皮化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | 医師により感染の恐れがないと認められていること | |
| 咽頭結膜熱（プール熱）（アデノ） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 目やに充血等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157等） | 医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） | |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認められていること | |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | 医師により感染の恐れがないと認められていること | |

伝染病についての注意

- ・ 上記のような疑いのある病気は必ず専門医の治療を受けましょう。
- ・ 伝染病に罹った時は、症状が軽くなっても完全に治りきらぬうちは伝染源となりますので、医師の許可証を持参しての登園となります。（医師の意見書）
- ・ 上記以外の伝染病疾患につきましても、お子さんの状態によって、登園を控えてもらう場合もありますので症状が出ましたら担任へ伝えてください。（詳細は、別表2）

● 別表2 (伝染病以外の疾患)

| 理由 (疾病名) | 登園のめやす |
|--|--------------------------------------|
| 溶連菌感染症 | ・ 抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | ・ 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | ・ 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (りんご病) | ・ 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等) | ・ 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | ・ 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | ・ 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | ・ すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化していること |
| 突発性発疹 | ・ 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
| とびひ | ・ 幹部をガーゼで覆うなどの対応をお願いします。 |

※ 保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従ってください。また、園内での感染症を把握する上で、保護者さまで登園届の記入及び提出をお願いします。

予防接種について

1. 感染症の拡大を防ぐ為、予防接種を受けて下さるようお願いします。
2. 予防接種を受けた日は、体に菌が入る為、安静が必要です。また、稀に症状が現れる (熱が出る等) お子さんもおられますので、接種日は登園をご遠慮いただいております。

2 0 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 医療機関の名称 | 沖 縄 協 同 病 院 |
| 医 院 長 名 | 仲 程 正 哲 |
| 所 在 地 | 沖 縄 県 那 覇 市 古 波 蔵 4 丁 目 10 番 55 号 |
| 電 話 番 号 | 098-853-1200 |

2 1 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

| | |
|---------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | コマカ歯科クリニック |
| 医 院 長 名 | 南 原 弘 |
| 所 在 地 | 南 城 市 知 念 久 手 堅 327-1 |
| 電 話 番 号 | 098-948-3108 |

2 2 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

| | |
|--------|------------------------|
| 地域防災拠点 | 新 里 公 民 館 |
| 広域避難場所 | 新 里 公 民 館 |
| その他 | ※ 大きな津波が発生した場合は、南城市役所へ |

2.3 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他、緊急事態が生じた時は、保護者の方に、^{あらかじめ}指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医に相談させて頂いたり、近隣の病院にする等の措置を講じます。尚、災害時の避難場所は、新里公民館となっています。(状況によっては南城市役所)

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、^{しか}然るべき対応を行いますので、^{あらかじめ}御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

| | |
|-------|-----------------------|
| 警 察 署 | 与那原警察署 (098-945-0110) |
| 消 防 署 | 島尻消防 (098-948-2512) |

2.4 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

| | |
|-----------|---|
| 防 火 管 理 者 | 仲本 頼友 |
| 消防計画届出年月日 | 消防署 平成30年 1月 16日 |
| 避 難 訓 練 | 火災時避難訓練 年7回 (内 消防タイアップ、自主訓練 年2回) 地震時避難訓練 年5回、津波避難訓練 年1回 不審者避難訓練 年 回、消火訓練 年12回 |
| 防 災 設 備 | 消火器、誘導灯、火災報知器、防火シャッター など |

2.5 賠償責任保険の加入状況。以下の保険に加入しています。

| | |
|-----------|--------------------|
| 保 険 の 種 類 | あいおいニッセイ |
| 保 険 の 内 容 | 賠償保険 (施設所有管理者、生産物) |
| 保 険 金 額 | **** 円 |

2.6 業務の質の評価について

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 保育所の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員での話し合いを実施しています。 |
| 外部評価 | 未定（検討中） |

2.7 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|----------------|---------------------------------------|--------------------|
| 相談・苦情 受付担当者 | 氏名：仲本 美奈子（主任保育士） 電話番号：098-947-0310 | |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名：仲本 頼友（園長） 電話番号：098-947-0310 | |
| 第三者委員 | 大城 弘子 | 電話番号 098-949-7317 |
| | | 老人福祉施設職員 |
| | 西村 松青 | 電話番号 090-3795-1820 |
| | | 新里福祉会 評議員 |

【受付方法】 ⇒ 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱（かけはし）を設置しています。

2.8 地域の育児支援について

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭開放、育児相談 |
|---|

2.9 その他、保護者に説明すべき事項

お子さんが無理なく、園に慣れていく為に、必要な期間として、入園当初は、慣らし保育を実施しております。尚、お子さんの状態に応じて、調整していきますので、ご理解とご協力をお願いします。また、どの子どもも楽しく過ごせるよう保育に努めて参りますが、大人と同様に、集団生活は、子どもにとっても多少の疲れが出ます。ご家庭で過ごせる場合には、なるべくご家庭でお過ごしいただくことをお勧めします。